旭川市子育てガイドブック広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、旭川市子育てガイドブック広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第3条 第3項の規定に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

- 第2 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。ただし、第4(23)に該当する場合は、 この限りでない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
 - (2) 消費者金融
 - (3) たばこ
 - (4) ギャンブル (当せん金付証票法 (昭和23年法律第144号) に基づき発行される宝く じ及び公営競技に係るものを除く。) に係るもの
 - (5) 社会問題を起こしている業種や事業者
 - (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
 - (7) 興信所, 探偵事務所等
 - (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中の事業者
 - (9) 各種法令に違反しているもの
 - (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当するもの
 - (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当 するもの
 - (13) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する連鎖販売取引を行う

€ Ø

- (14) 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- (15) その他事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

- 第3 次のいずれかに該当するものは、旭川市子育てガイドブックに広告を掲載することができない。
 - (1) 要綱第3条第2項第4号に規定する法令等に違反するもの又はそのおそれのあるものと 認められるものであって、主として次に例示するもの
 - ア 法令等により製造,販売,提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
 - (2) 要綱第3条第2項第5号に規定する公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるものと認められるものであって、主として次に例示するもの
 - ア 暴力, とばく, 覚せい剤等規制薬物の乱用, 売春等の行為を推奨し, 又は肯定, 美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
 - (3) 要綱第3条第2項第6号に規定する基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるものと認められるものあって、主として次に例示するもの
 - ア 他の者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉若しくは信用を 毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 人種,性別,心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等 を含み,基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 第三者の氏名,写真,談話及び商標,著作権その他の財産権を無断で使用したもの若 しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 要綱第3条第2項第7号に規定する政治性又は宗教性があるものと認められるものあ

- って, 主として次に例示するもの
- ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの(選挙広告を含む。)
- イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(政党広告を含む。)
- ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 要綱第3条第2項第9号に規定する内容又は責任の所在が不明確なものと認められるものであって、主として次に例示するもの
 - ア 代理店募集,副業,内職,会員募集等で,その目的,内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 通信販売で,連絡先,商品名,内容,価格,送料,数量,引渡し方法,支払方法,返 品条件等が不明確なもの
 - ウ 通信教育,講習会,塾又は学校類似の名称を用いたもので,その実体,内容,施設が 不明確なもの
 - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにも かかわらず、その旨表示されていないもの
- (6) 要綱第3条第2項第10号に規定する虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又は その疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び 拡大防止の観点から適切でないものと認められるものであって、主として次に例示するも の
 - ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
 - イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとす るもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等に違反する業種, 商法及び商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - ク 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品 等として明示又は暗示するもの

- ケ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が 推奨又は保証する記述があるもの
- コ 他人名義の広告
- サ 責任の所在が明確でないもの
- シ 広告の内容が明確でないもの
- ス 国,地方公共団体,その他公共の機関が,広告主又はその商品やサービスなどを支持, 推奨,保証,指定等をしているかのような表現のもの(国,地方公共団体,その他公共 の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。)
- セ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ソ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現(編集記事とまぎらわしい体裁 又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。)を含むもの
- (7) 要綱第3条第2項第11号に規定する青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものと認められるものであって、主として次に例示するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (8) 要綱第3条第2項第12号に規定するその他広報媒体の性質等に照らし広告を掲載する ことが適当でないと認められるものであって、主として次に例示するもの
 - ア 品位を損なう表現のもの
 - イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
 - エ 投機を著しくあおる表現のもの
 - オ 多重債務を助長するもの又はそのおそれのあるもの
 - カ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの
 - キ 占い、運勢判断などに関するもの
 - ク 通貨及び郵便切手の複写の使用

- ケ 謝罪, 釈明などのもの。ただし, リコール社告は除く。
- コ 尋ね人、養子縁組などのもの
- サ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- シ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ス デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広報媒体との調和を損なうと認められるもの
- セ その他社会的に不適切なもの

(広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準)

- 第4 掲載する広告の表示内容については、要綱第3条第2項第2号及び第3号に規定する関係法令等に照らして判断するとともに、次のことに留意するものとする。
 - (1) 人材募集広告
 - ア 労働基準法 (昭和22年法律第49号),職業安定法 (昭和22年法律第141号), 雇用対策法 (昭和41年法律第132号)等関係法令を遵守していること。
 - イ 人材募集を行う広告主の名称,所在地,連絡先,業種,職種や業務内容等,募集内容 を的確に表示すること。
 - ウ 男女差をつけた募集や、年齢を制限した募集は行わないこと (例外に当たるものを除 く。)。
 - エ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。
 - オ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としている ものは掲載しない。
 - (2) 語学教室等
 - ア 1か月で確実にマスターできる等の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現 は使用しない。
 - (3) 学習塾,予備校等(専門学校を含む。)
 - ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。なお、この実績は事実や 客観的な根拠に基づかなければならない。
 - (4) 外国大学の日本校
 - ア 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確

に表示すること。

(5) 資格講座

- ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招く ような表示はしない。
- イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように,「資格取得には、別 に国家試験を受ける必要があります。」など,資格取得に必要な事項を表示する。
- ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としている ものは掲載しない。
- エ 受講費用が全て公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
- (6) 病院, 診療所, 助産所
 - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5及び第6条の7,関係法令,告示, 厚生労働省の医療広告ガイドライン等に定める広告規制の関連規定に反しないこと。
 - イ 獣医療法(平成4年法律第46号)第17条及び関係法令,農林水産省の獣医療広告 ガイドライン等に定める広告規制の関連規定に反しないこと。
 - ウ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を表示してはならない。
 - エ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。
 - オ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。また、 赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。
- (7) 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)
 - ア あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条,柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条又はこれらの規定に基づく告示等に定める広告規制の関連規定に反しないこと。
 - イ 施術者の技能,施術方法又は経歴に関する事項は,表示してはならない。
 - ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(カイロプラクティック,整体,エステ ティック等)の広告掲載はできない。
- (8) 医薬品, 医薬部外品, 化粧品, 医療機器 (コンタクトレンズ、補聴器等), 再生医療等 製品
 - ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法 律第145号)第66条から第68条まで、関連法令、通知等に定める広告規制等の関

係規定に反しないこと。

- イ 最大級及びそれに類する表示は掲載できない。
- ウ 効能効果等又は安全性を保証する表示(使用前・後の写真,使用者の体験談,感謝の 言葉等)は掲載できない。
- (9) 健康食品,保健機能食品(栄養機能食品・特定保健用食品),特別用途食品
 - ア 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から第68条まで, 健康増進法(平成14年法律第103号)第65条, 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第20条, 関係法令, 告示等に定める広告規制の関連規定に反しないこと。
 - イ 健康食品については、「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等 に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針 (ガイドライン) について」等の関連規定に反しないこと。
 - ウ あくまでも食品であり、医薬品的な効能、効果、成分、用法、用量などの医薬品と誤認されるような表示は掲載できない。ただし、保健機能食品及び特別用途食品においては、関係規定等で定めるところにより健康や栄養に関する表示を行う。

(10) 不動産事業

- ア 不動産事業者の広告の場合は,名称,所在地,電話番号,認可免許証番号等を明記する。
- イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、 賃料、取引条件の有効期限を明記する。
- ウ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)及び不動産の表示に関する公正競争 規約」に従うこと。
- エ 契約を急がせる表示は掲載しない。
- (11) 弁護士, 税理士, 公認会計士等
 - ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 顧問先又は依頼者名の表示をしない(同意書がある場合を除く。)。
 - ウ 誇大又は過度な期待を抱かせる表示をしない。

(12) 旅行業

ア 旅行業法(昭和27年法律第239号)及び旅行業公正取引協議会の公正競争規約に 従うこと。

- イ 広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、名称、所在地、旅行業の登録番号を明記する(広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、旅行業法により登録を受けたものに限る。)。
- ウ 白夜でない時期の白夜旅行や行程にない場所の写真など不当表示に注意すること。

(13) 通信販売業

- ア 会社の概要, 商品カタログなどを検討し, 市が妥当と判断したものに限り掲載する。
- イ 広告主の販売業者又は役務提供事業者は、特定商取引に関する法律(昭和51年法律 第57号)第11条に規定する事項(名称、所在地、電話番号、販売価格、送料、代金 の支払時期と方法、商品の引渡し時期、返品、交換の条件等)を表示しなければならな い。
- ウ 特定商取引に関する法律第12条,関連法令等の規定に反しないこと。表示事項等について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(14) 雑誌, 週刊誌等

- ア 社会秩序を乱すような内容は掲載しない。
- イ 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容は掲載しない。
- ウ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容は掲載しない。
- エ 有害図書と認められるものは掲載しない。

(15) 映画, 興行等

- ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- オーショッキングなデザインは使用しない。
- カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
- (16) 古物商, リサイクルショップ等
 - ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨 の表示はできない。

(17) 結婚相談所,交際紹介業

ア サービス産業生産性協議会の発行する「結婚相手紹介サービス業認証制度に関するガイドライン」に基づき、第三者機関から認証マーク(マル適マーク等)を付与されていることを明記する(証明する資料が必要)。

- イ 掲載内容は、サービス内容、料金体系、中途解約時の取扱いについて明記する。
- ウ 誇大または過度な期待を抱かせる表示をしない。
- (18) 労働組合等
 - ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (19) 募金
 - ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る。
 - イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たものに限り、そのことを明記する。
- (20) 質屋, チケット等再販売業
 - ア 個々の相場、金額等は表示しない。
 - イ 有利さを誤認させるような表示はしない。
- (21) トランクルーム及び貸し収納業者
 - ア 「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)で あること。また、その旨を表示すること。
 - イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、 「当社の○○は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等の主旨を 明確に表示すること。
- (22) 有料老人ホーム
 - ア 公正取引委員会の有料老人ホームに関する不当な表示及び「有料老人ホームに関する 不当な表示」の運用基準等に反しないこと。
- (23) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第2で定める規制業種に該当する企業による,規制業種に関連するもの以外の内容の 広告(たばこ製造販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等)は,法令等やこの基 準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

- (24) その他、表示について注意を要するもの
 - ア 割引価格の表示については、「メーカー希望価格の10%引き」など根拠を明確に表示すること。

- イ 肖像権及び著作権の使用については、無断使用がないか確認すること。
- ウ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に、電話番号は固定電話とし、 携帯電話の表示は不可とする。
- エ アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を必ず表示しなければならない。また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはならない。
- オ 無料で参加し、又は体験することができるもので、費用がかかることがある場合には、その旨を明示すること。

附則

この基準は、平成29年9月25日から施行する。

附則

この基準は、令和3年8月11日から施行する。